

隨 意 契 約 理 由

契約担当課名	教育センター
発注担当課名	教育センター
契約名称	タブレット端末修理及び設定業務
契約内容	タブレット端末修理及び設定業務
契約締結日 及び契約期間	令和7年（2025年）5月30日 令和7年（2025年）5月30日～令和8年（2026年）3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府大阪市中央区和泉町2-2-2 株式会社内田洋行 大阪支店
契約金額	(単価契約) 修理費用 ¥66,000- 修理費用(バッテリー交換) ¥25,300-
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 本委託業務の対象であるタブレット端末は、令和2年度（2020年度）に公募型プロポーザルを実施し、株式会社内田洋行大阪支店が設定・導入作業を行った端末である。また、端末の保守について、同社に委託して運用を図っており、密接に関連している。 そのため、他の事業者では、端末の保守作業、障害対応及び管理業務について適正かつ効率的に実施することができず、資産の適正管理、教員の事務負担の軽減、及び端末の安定利用を前提とした学習活動の充実に支障をきたす恐れが生じるため、随意契約を行うもの。